

情報発信に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、放射線分科会による情報発信に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 放射線科学に関する国際会議、研究会、シンポジウム、講習会、その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 情報 行事の日時・場所、公募の内容など
- (3) 情報発信 分科会会員へのメール配信、分科会ホームページへの掲載など

(承認の基準)

第3条 放射線分科会は、次の各号に該当する情報について、発信を認める。

- (1) 放射線科学の発展に有益であると認められるもの
- (2) 放射線分科会が共催・後援・協賛する行事、または、放射線分科会会員が主催者、または運営メンバーに含まれている団体若しくはその機関が主催する行事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当すると認められる情報については、発信をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) その他放射線分科会で不適當と認めるもの

(申請等)

第4条 情報を発信しようとする者は、放射線分科会に書面(メール)にてその旨を連絡しなければならない。

2 放射線分科会は、情報発信の依頼を受けたときはすみやかに承認するかどうかを通知するものとする。幹事長および副幹事長の合議で承認するかどうかを決定し、幹事会に報告するものとする。

(費用)

第 5 条 情報発信を依頼したものが配信にかかる実費を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、当面の間、無料とする。

(内規の改訂)

第 6 条 本内規は、放射線分科会幹事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、2023 年 3 月 17 日から施行する。